

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置の公表

横浜市報定期第34号 別冊

目 次

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について	1
第1 定期監査	1
平成29年度定期監査等結果報告	1
第2 財務監査	3
平成30年度財務監査結果報告	3
第3 財政援助団体等監査	14
平成30年度財政援助団体等監査結果報告	14

※ 文中の□部分は監査報告書からの抜粋を原則としているため、中の見出し符号は監査報告書のとおりとなっています。

通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

第1 定期監査

平成29年度定期監査等結果報告（平成30年3月19日）

第2 監査の結果等

1 補助金事務

[指摘事項1-1 補助金の経理・出納に係る事務]

(2) 履行確認（実績報告）

ウ 補助対象経費

- (オ) 職員の人件費について、交付先団体の給与規程に基づき支払っているものの、他の団体と比べて一部の職員の給与が高額となるなど、職員間で差があった。＜障害者就労支援センター事業補助金＞（特定非営利活動法人みなとカウンセリング協会）

[措置の内容]

(特定非営利活動法人みなとカウンセリング協会)

職員間の給与格差の是正を図るため、職員の基本給や賞与掛け率を見直しました。

発生原因が、契約年数10年以上のベテラン職員と経験年数3年未満の職員という職員体制で、中堅職員が育成されていなかったことであるため、毎年着実に昇給していく給与体系とするなど、中長期的な人材育成に向けた環境整備に取り組んでいます。

講じた措置については、平成30年9月4日及び12月10日に団体内で周知し、共有しました。

第2 監査の結果等

2 使用料等徴収事務

(1) 許可等事務

ア 土木事務所が取り扱う使用料等

(イ) 公園使用料

[指摘事項2-2 使用料の未徴収及び過徴収]

- a 占有者による申請がされず占有許可手続が行われていなかったため、使用料が未徴収となっているものがあつた。

また、全額減免対象となるが、占有又は設置許可手続が行われていないものもあつた。（南区南土木事務所）

[措置の内容]

(南区)

当該未申請の物件については、必要な占用許可手続を行い、使用料を徴収しました。また、全額減免対象となる物件についても、占用許可手続を行いました。(占用許可数 19 件、うち徴収件数 2 件、全額減免件数 17 件)

指摘事項の発生原因が、占用事務に従事する職員の認識不足であったことから、再発防止策として、日常パトロールでの未許可工作物等の把握、更新申請時における許可内容変更の有無の確認、新たに占用事務を行う係長・担当者への主管局研修受講の義務付けを行いました。

今回の監査対象以外の公園(石島公園ほか9箇所)について、他課による点検を実施したほか、監査対象課の占用事務に従事する職員及び責任職(課長・係長)を対象とした研修を行いました。

指摘事項、再発防止策、点検及び研修の内容については、平成30年12月18日の部課長会において周知しました。

第2 財務監査

平成30年度財務監査結果報告（平成31年3月14日）

第2 監査の結果等

1 財務監査

(1) 指定管理者制度事務

イ 施設の管理に係る事務

[指摘事項 1-(1)-イ 施設の管理に係る事務]

(イ) 目的外使用許可

- b 行政財産の目的外使用又は貸付けについては、本市が手続を行い、使用料等を徴収すべきところ、看板等について手続及び使用料等の徴収を行っていなかった。＜横浜人形の家＞（文化観光局観光振興課）
- d 行政財産の目的外使用許可を受けた者は、使用を許可された物件を他の者に転貸してはならないとされている。しかしながら、指定管理者は使用許可を受けた物件について、他の者に転貸を行っていた。＜横浜人形の家＞（丹青社・東急コミュニティー共同事業体）

[措置の内容]

(文化観光局)・・・上記b

目的外使用に該当する看板等について、設置する団体からの目的外使用許可申請を受けて、平成31年2月20日に目的外使用許可書を団体に交付し、同年3月29日に目的外使用料の納付を受けました。

発生原因は、目的外使用許可が必要な看板等を、市担当者及び指定管理者が把握していなかったことであるため、再発防止策として、担当者向けの業務チェックリスト（毎年度使用、実施すべき業務と時期を記載）を作成し、適切に引き継ぎます。

指摘事項や再発防止策については、平成31年2月20日に局内周知し、令和元年度に局内に異動してきた責任職（課長・係長）、職員に対しては、4月5日及び4月12日の局内転入者事業説明において周知しました。

(丹青社・東急コミュニティー共同事業体)・・・上記d

平成31年4月より、指定管理者がカフェ運営事業者（平成30年度転貸先事業者）と委託契約を締結しました。

発生原因は、転貸借をしてはならないことについて、指定管理者の認識不足及び市担当者の確認不足であるため、再発防止策として、指定管理者及び市担当者がお互いに確認する業務チェックリスト（毎年度使用、実施すべき業務と時期を記載）を作成し、適切に引き継ぎます。

指摘事項や再発防止策については、平成31年2月21日に団体内で周知しま

した。団体内での異動者へは、上記の業務チェックリスト等を通じて引き継ぎ、周知しています。

第2 監査の結果等

1 財務監査

(1) 指定管理者制度事務

ウ 施設の利用に係る事務

[指摘事項 1-(1)-ウ 施設の利用に係る事務]

(ア) 申請・許可

- c 公の施設内に設置者不明の工作物があるが、原状回復がなされず、当該工作物が設置されたままとなっていた。＜横浜港シンボルタワー＞（港湾局賑わい振興課、商船三井興産株式会社）

(イ) 利用料金等

- b 横浜人形の家駐車場について、特定の者に対し、一般に周知していない利用料金で施設を利用させているものがあった。＜横浜人形の家＞（文化観光局観光振興課）
- e 港湾施設の利用の一部について、明確な減免事由でないにもかかわらず、利用料金の全額免除を行っていた。＜横浜港シンボルタワー＞（港湾局賑わい振興課、商船三井興産株式会社）

[措置の内容]

(港湾局)・・・上記(ア)c

当該工作物は、地域の振興や健康増進等を目的として、地元連合町内会等の皆様を中心に実施される「マレットゴルフ」の開催に際し設けられたカップ（蓋の出来る穴）や休憩用ベンチなどです。これらは、一般利用の上で安全であり支障のない工作物です。

平成 31 年 4 月 1 日から、「マレットゴルフ」は指定管理者である商船三井興産(株)が開催する提案事業（企画事業）として実施しており、これらの工作物は、指定管理者が管理を行っています。原状回復については、本市と指定管理者が締結する基本協定書に基づき、本市による原状回復の確認を行うこととしていますが、指定期間の満了の際に行うものです。

上記については、平成 31 年 2 月 19 日に、局内の職員に周知・共有しました。また、令和元年度に局内に異動してきた職員には、平成 31 年 4 月 17 日に周知しました。

(商船三井興産株式会社)・・・上記(ア)c

当該工作物は、地域の振興や健康増進等を目的として、地元連合町内会等の皆様を中心に実施される「マレットゴルフ」の開催に際し設けられたカップ（蓋の出来る穴）や休憩用ベンチなどです。これらは、一般利用の上で安全で

あり支障のない工作物です。

平成 31 年 4 月 1 日から、「マレットゴルフ」は指定管理者である商船三井興産(株)が開催する提案事業（企画事業）として実施しており、これらの工作物は、弊社が管理を行っています。原状回復については、市と弊社が締結する基本協定書に基づき、市による原状回復の確認を受けることとしていますが、指定期間の満了の際に行うものです。

上記については、平成 31 年 2 月 13 日に、弊社社員に周知・共有しました。

(文化観光局)・・・上記(イ) b

「横浜人形の家条例」を一部改正し、1 月や 1 日単位の利用料金を明記するとともに、ホームページ等で公表しました。(条例は令和元年 12 月 19 日議決、令和 2 年 1 月 1 日施行)

なお、指摘事項を踏まえ、改めて利用状況を確認したところ、設置目的にそぐわない利用が見受けられたため、一部の利用者の月極契約は解除しました。

発生原因は、条例の策定時点の担当者の確認不足、引継ぎ不足であるため、再発防止策として、担当者向けの業務チェックリスト（毎年度使用、実施すべき業務と時期を記載）を作成し、適切に引き継ぎます。

指摘事項や再発防止策については、平成 31 年 2 月 20 日に局内周知し、令和元年度に局内に異動してきた責任職（課長・係長）、職員に対しては、4 月 5 日及び 4 月 12 日の局内転入者事業説明において周知しました。

(港湾局)・・・上記(イ) e

当該催事は、地域の振興や健康増進等を目的として、地元連合町内会等の皆様を中心に実施されており、指定管理者である商船三井興産(株)が公益上特に必要と認めたものとして利用料金の減免を行っていました。

平成 31 年 4 月 1 日からは、指定管理者が開催する提案事業（企画事業）として実施していますので減免手続きを要しません。

上記については、平成 31 年 2 月 19 日に、局内の職員に周知・共有しました。また、令和元年度に局内に異動してきた職員には、平成 31 年 4 月 17 日に周知しました。

(商船三井興産株式会社)・・・上記(イ) e

当該催事は、地域の振興や健康増進等を目的として、地元連合町内会等の皆様を中心に実施されており、指定管理者である商船三井興産(株)が公益上特に必要と認めたものとして利用料金の減免を行っていました。

平成 31 年 4 月 1 日からは、弊社が開催する提案事業（企画事業）として実施していますので減免手続きを要しません。

上記については、平成 31 年 2 月 13 日に、弊社社員に周知・共有しました。

第2 監査の結果等

1 財務監査

(2) 補助金事務

ア 補助金の経理・出納に係る事務

[指摘事項 1-(2)-ア 補助金の経理・出納に係る事務]

(7) 交付要綱等

- b 要綱において、補助対象経費ごとに申請、決定等の事務手続を定めているが、一部の補助対象経費（生活介護支援事業）について、事務手続が定められていなかった。＜多機能型拠点運営費補助金＞（健康福祉局障害支援課）
- c 要綱で定める交付先団体の要件について、それに含まれる範囲が明確でなかった。＜スポーツ振興事業の活動補助金＞（市民局スポーツ振興課）
- d 要綱で定める補助対象経費について、それに含まれる範囲が明確でなかった。＜スポーツ振興事業の活動補助金＞（市民局スポーツ振興課）、＜多機能型拠点運営費補助金＞（健康福祉局障害支援課）
- e 要綱で定める補助対象経費について、算出に当たっての積算根拠が明確でなかった。＜多機能型拠点運営費補助金＞（健康福祉局障害支援課）

(イ) 交付申請

- b 交付申請書に添付された職員名簿において、補助対象者が明示されていない。＜多機能型拠点運営費補助金＞（健康福祉局障害支援課、社会福祉法人訪問の家）

(I) 履行確認・交付額の確定

a 実績報告

- (b) 実績報告の際に、1件 10万円以上の支払に係る領収書等を提出すべきところ、次のような事例が見受けられた。
 - ・所管課は、省略のために必要な財務又は会計に関する定期的な監査等を行っていないにもかかわらず、提出を省略させていた。＜多機能型拠点運営費補助金＞（健康福祉局障害支援課）

[措置の内容]

(健康福祉局)・・・上記(7) b

平成 31 年 4 月 1 日付で補助金交付要綱を改正し、生活介護支援事業について事務手続を定めました。それに伴い、平成 31 年 3 月に要綱改正案に係る研修会を開催し、事務手続に関する周知徹底を行いました（対象施設 3 か所）。

監査対象課における今回の監査対象以外の補助金について、チェックシートを用いて他課の職員が点検を実施し、点検結果を報告しました。

監査対象局の担当者、責任職を対象として、今回の指摘事項に対応し、かつ補助金事務に関する理解を深めるための研修を実施しました。

指摘事項、是正対応（再発防止策）、点検及び研修の内容を令和2年2月10日に局内で周知・共有しました。

(市民局)・・・上記(7) c

交付先団体を具体的かつ明確にするため、補助金交付要綱を改正し、補助対象事業及び交付先団体について条文を追加しました（平成31年4月1日施行）。

監査対象課における今回の監査対象以外の補助金について、チェックシートを用いて他課の職員が点検を実施し、点検結果を報告しました。

監査対象局の担当者、責任職（課長・係長）を対象として、今回の指摘事項に対応し、かつ補助金事務に関する理解を深めるための研修を実施しました。

指摘事項、再発防止策、点検及び研修の内容を平成31年2月20日に局内で周知・共有し、令和元年度に局内に異動してきた担当者・責任職（課長・係長）に対しては、令和元年度の局内経理研修において周知しました。また、研修後、各課において、研修内容（周知事項）の共有を図るようにしました。

(同上)・・・上記(7) d

補助金対象経費を具体的かつ明確にするため、補助金交付要綱を改正し、補助対象事業について条文を追加するとともに、具体的項目を設けた別表を追加しました（平成31年4月1日施行）。

監査対象課における今回の監査対象以外の補助金について、チェックシートを用いて他課の職員が点検を実施し、点検結果を報告しました。

監査対象局の担当者、責任職（課長・係長）を対象として、今回の指摘事項に対応し、かつ補助金事務に関する理解を深めるための研修を実施しました。

指摘事項、再発防止策、点検及び研修の内容を平成31年2月20日に局内で周知・共有し、令和元年度に局内に異動してきた担当者・責任職（課長・係長）に対しては、令和元年度の局内経理研修において周知しました。また、研修後、各課において、研修内容（周知事項）の共有を図るようにしました。

(健康福祉局)・・・上記(7) d、e

補助対象経費について、令和2年2月5日付で発出した要綱の解釈通知において、人件費に含まれる範囲、数量の捉え方、用語の定義等を具体的に明文化し、運営法人と共有しました（対象施設3か所）。また、要綱制定当時の資料にて積算根拠を確認し、所管課内で共有しました。

監査対象課における今回の監査対象以外の補助金について、チェックシートを用いて他課の職員が点検を実施し、点検結果を報告しました。

監査対象局の担当者、責任職を対象として、今回の指摘事項に対応し、かつ補助金事務に関する理解を深めるための研修を実施しました。

指摘事項、是正対応（再発防止策）、点検及び研修の内容を令和2年2月10日

に局内で周知・共有しました。

(同上)・・・上記(イ) b

指摘事項の発生原因が、法人に任意の様式で職員名簿を提出させていることであったため、平成 31 年 4 月 1 日付で補助金交付要綱を改正し、補助対象者が明確になるよう様式を定めました。それに伴い、平成 31 年 3 月に要綱改正案に係る研修会を開催し、様式に関する周知徹底を行いました(対象施設 3 か所)。

監査対象課における今回の監査対象以外の補助金について、チェックシートを用いて他課の職員が点検を実施し、点検結果を報告しました。

監査対象局の担当者、責任職を対象として、今回の指摘事項に対応し、かつ補助金事務に関する理解を深めるための研修を実施しました。

指摘事項、是正対応(再発防止策)、点検及び研修の内容を令和 2 年 2 月 10 日に局内で周知・共有しました。

(社会福祉法人訪問の家)・・・上記(イ) b

指摘事項の発生原因は、職員名簿で補助対象者を明示する必要性を認識していなかったことです。令和元年度の補助金交付申請から、補助対象者を明示できる新様式での職員名簿を添付しています。

また、団体が運営する横浜市多機能型拠点・郷の経理担当者及び責任職(施設長)を対象として、今回の指摘事項及び補助金規則、補助金交付要綱等について、横浜市と団体とが共通理解を図るための研修を実施しました。

(健康福祉局)・・・上記(イ) a (b)

令和元年度の実績報告より、1 件 10 万円以上の支払に係る領収書等を提出させることとしました。なお、平成 31 年 3 月に実施した要綱改正案に係る研修会の際、領収書の提出について周知徹底を行いました。実績報告の提出勧奨時にも再度周知します(対象施設 3 か所)。

監査対象課における今回の監査対象以外の補助金について、チェックシートを用いて他課の職員が点検を実施し、点検結果を報告しました。

監査対象局の担当者、責任職を対象として、今回の指摘事項に対応し、かつ補助金事務に関する理解を深めるための研修を実施しました。

指摘事項、是正対応(再発防止策)、点検及び研修の内容を令和 2 年 2 月 10 日に局内で周知・共有しました。

第 2 監査の結果等

1 財務監査

(2) 補助金事務

イ 補助事業の執行に係る事務

[指摘事項 1-(2)-イ 補助事業の効果検証]

(ウ) 効果検証に当たり、設定した指標に係る情報を的確に収集すべきところ、次のような事例が見受けられた。

- ・事業実績の記載に当たり、記載要領や記載例を交付先団体に示していなかったため、件数等の捉え方、用語の解釈、数値の集計方法等に団体間で差異があった。＜多機能型拠点運営費補助金＞（健康福祉局障害支援課）

[措置の内容]

(健康福祉局)

指摘事項の発生原因が、事業実績の記載方法の周知不足であったことから、平成 31 年 3 月に実施した要綱改正研修会の際、様式集を用いて、事業実績の記載方法について認識の共有及び周知徹底を行いました（対象施設 3 か所）。

また、要綱（様式）改正により、令和元年度の月次実績から報告項目の精査を行うとともに、令和元年 12 月に実施した多機能型拠点連絡会においても、記載方法の再度の確認を行いました。さらに、入力用の様式データに付している注釈内容の見直しを図り、令和 2 年 2 月に開催した予算案等説明会の機会を利用し、注釈内容について改めて認識の共有を行いました（対象施設 3 か所）。

監査対象課における今回の監査対象以外の補助金について、チェックシートを用いて他課の職員が点検を実施し、点検結果を報告しました。

監査対象局の担当者、責任職を対象として、今回の指摘事項に対応し、かつ補助金事務に関する理解を深めるための研修を実施しました。

指摘事項、是正対応（再発防止策）、点検及び研修の内容を令和 2 年 2 月 10 日に局内で周知・共有しました。

第 2 監査の結果等

1 財務監査

(3) 経理事務等

ア 物品購入、委託等に係る事務

[指摘事項 1-(3)-ア-1 契約事務]

- (キ) 委託業務の契約に当たり、契約の相手方を特定せざるを得ないとは言えない理由で、単独随意契約を行っていた。（総務局職員健康課）
- (ス) 物品の購入に当たり、複数の場所において納品を受ける場合は、契約の相手方から納品場所ごとに納品書の提出を受けるべきところ、1 枚にまとめて記載された納品書を受領していた。（総務局職員健康課）

[措置の内容]

(総務局)・・・上記(キ)

令和元年度の委託契約から公募型指名競争入札に改めました。

再発防止策として、監査対象課において、指摘事項の内容を周知し、講じた措置の内容を共有しました。

局内の経理担当者及び責任職に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和元年7月29日に周知しました。

周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び今後の防止策を報告しました。

局内の全課に対して、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策（指摘事項と同様の案件に対する今後の防止策を含む）を令和2年2月4日に周知しました。

(同上)・・・上記(入)

指摘事項の発生原因が、業者への指示及び確認が不十分であったことであるため、再発防止策として、監査対象課において、業者への指示内容を再確認するとともに、指摘事項の内容について周知・共有を行いました。

局内の経理担当者及び責任職に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和元年7月29日に周知しました。

周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び今後の防止策を報告しました。

局内の全課に対して、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策（指摘事項と同様の案件に対する今後の防止策を含む）を令和2年2月4日に周知しました。

第2 監査の結果等

1 財務監査

(3) 経理事務等

ア 物品購入、委託等に係る事務

[指摘事項1-(3)-ア-2 個人情報の取扱いに係る事務]

- (ア) 個人情報を取り扱う委託業務については、個人情報取扱特記事項に基づき、受託者や再受託者から個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けるべきところ、これらを受領していなかった。(総務局職員健康課)

[措置の内容]

(総務局)

指摘事項の発生原因が、業者への指示及び確認が不十分であったことであるため、再発防止策として、監査対象課において、業者への指示内容を再確認するとともに、指摘事項の内容について周知・共有を行いました。

局内の経理担当者及び責任職に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、

再発防止策を令和元年7月29日に周知しました。

周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び今後の防止策を報告しました。

局内の全課に対して、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策（指摘事項と同様の案件に対する今後の防止策を含む）を令和2年2月4日に周知しました。

第2 監査の結果等

1 財務監査

(3) 経理事務等

ア 物品購入、委託等に係る事務

[指摘事項 1-(3)-ア-3 検査事務]

- (イ) 委託業務について当該年度内に完了検査を行うべきところ、行っていなかった。(総務局職員健康課)
- (ケ) 納品場所が遠隔地であるものについては、現物のサンプル、現物の写真、納品確認者による受領書等、納品書以外に納品が確認できるものを添付すべきところ、納品書の確認のみで検査を行っていた。(総務局危機管理課)

[措置の内容]

(総務局)・・・上記(イ)

指摘事項の発生原因が、担当者の知識不足、責任職の確認不足であったことから、再発防止策として、監査対象課において、指摘事項の内容について周知・共有を行いました。

局内の経理担当者及び責任職に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和元年7月29日に周知しました。

周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び今後の防止策を報告しました。

局内の全課に対して、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策（指摘事項と同様の案件に対する今後の防止策を含む）を令和2年2月4日に周知しました。

(同上)・・・上記(ケ)

指摘事項の発生原因が、担当者の知識不足、責任職の確認不足であったことから、再発防止策として、監査対象課において、同様の事務に従事する担当者及び責任職に対し、指摘事項の内容について周知・共有を行いました。

局内の経理担当者及び責任職に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和元年7月29日に周知しました。

周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果

及び今後の防止策を報告しました。

局内の全課に対して、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策（指摘事項と同様の案件に対する今後の防止策を含む）を令和2年2月4日に周知しました。

第2 監査の結果等

1 財務監査

(3) 経理事務等

ア 物品購入、委託等に係る事務

[指摘事項 1-(3)-ア-5 現金、金券類及び物品の管理事務]

(ウ) タクシー共通乗車券の管理

- a 共通乗車券を発行責任者に返還した際、受払簿にその旨を記載すべきところ、記載していなかった。（総務局危機管理課）
- b 払出確認及び使用確認は、所管課の発行責任者である庶務担当係長が行うべきところ、これらの確認を行っていなかった。（総務局危機管理課）

(オ) 物品の管理

- f 物品管理簿に記載する備品の価格は、付随費用及び消費税を含む取得価格とすべきところ、これらを含まない価格となっていた。（総務局危機管理課）

[措置の内容]

(総務局)・・・上記(ウ) a、b

指摘事項の発生原因が、担当者の知識不足、責任職の知識不足であったことから、再発防止策として、監査対象課において、共通乗車券の取扱いの事務フローを作成し、共有を行いました。

局内の経理担当者及び責任職に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和元年7月29日に周知しました。

周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び今後の防止策を報告しました。

局内の全課に対して、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策（指摘事項と同様の案件に対する今後の防止策を含む）を令和2年2月4日に周知しました。

(同上)・・・上記(オ) f

指摘事項を踏まえ、適正な取得価格を物品管理簿に登載しました。

指摘事項の発生原因が、担当者の知識不足、責任職の確認不足であったことから、再発防止策として、監査対象課において、同様の事務に従事する担当者及び責任職に対し、指摘事項の内容について共有を行いました。

局内の経理担当者及び責任職に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和元年7月29日に周知しました。

周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び今後の防止策を報告しました。

局内の全課に対して、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策（指摘事項と同様の案件に対する今後の防止策を含む）を令和2年2月4日に周知しました。

第2 監査の結果等

1 財務監査

(3) 経理事務等

ウ 経理事務の自己点検

[指摘事項 1-(3)-ウ-2 自己点検で発見された課題の再発]

(1) 同区局本部内の別の課で発生した事務処理ミスの再発

平成29年度に実施した自己点検において発見された事務処理ミスが、自己点検後も同区局本部内の別の課で再発していた（納品場所ごとの納品書の未受領）。（総務局職員健康課）

[措置の内容]

(総務局)

自己点検の結果は課内周知されていたにもかかわらず、同様の事務処理ミスが発生したため、再発防止策として、監査対象課において、指摘事項の内容について周知徹底するとともに、適正な事務処理についての注意喚起を行いました。

局内の経理担当者及び責任職に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策を令和元年7月29日に周知しました。

周知を受けた各課は、指摘事項と同様の案件に対する自課の業務の確認結果及び今後の防止策を報告しました。

局内の全課に対して、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因、再発防止策（指摘事項と同様の案件に対する今後の防止策を含む）を令和2年2月4日に周知しました。

第3 財政援助団体等監査

平成30年度財政援助団体等監査結果報告（平成31年3月14日）

第2 監査の結果等

2 財政援助団体等監査

(1) 出資団体

イ その他

[指摘事項2-(1)-イ-2 契約事務]

廃棄物処理の許可を受けていない受託者との包括的なビル管理委託の仕様の中に、廃棄物処理事業者向けの仕様書を使っていた。（港湾局保全管理課）

[措置の内容]

(港湾局)

令和元年度の契約からは、受託者の責任により廃棄物を処理することとする仕様書に改め、受託者が廃棄物処理の許可を受けている事業者に委託を行うこととしました。また、他の委託に同様の仕様書がないか再度確認を行いました。

指摘事項の発生原因が、仕様書の内容の確認不足であることから、再発防止策として、他課による点検、監査対象課の職員及び責任職を対象とした研修を実施しました。

講じた措置、他課による点検内容及び研修内容について、平成31年3月12日に局内で周知するとともに、令和元年度に局内に異動してきた者には、平成31年4月17日に周知しました。